

新庁舎等シャトルバスの検討について

1 新庁舎等シャトルバスの対応について

1.1 これまでの意見

新庁舎等シャトルバスの検討について、前回の令和2年度第3回会議資料での整理内容は以下の通り。

(前回会議の再掲)

1) 現在の状況 (北東部地域・南東部地域におけるルート案の検討状況)

- ・北東部地域・南東部地域におけるルート案の検討にあたり、新庁舎・(仮称)新福祉会館へ結節する場合には、以下2点が課題となっている。
 - ① 走行距離及び所要時間が増加し、運行基準に定める運行間隔(2便/1時間の運行)を満たさない、または、現行路線に比べてサービス水準(運行間隔)が低下する可能性
 - ② 鉄道駅と新庁舎等を結ぶルート案について、往復利用を想定したルート案の設定が難しい(「行き」か「帰り」いずれかの利用時には、遠回りとなり利便性が低下する。)
- ・新庁舎・(仮称)新福祉会館への結節に伴う上記の課題や検討状況等を踏まえ、前回の地域公共交通会議において、シャトルバス(ピストンバス)運行の検討必要性について、ご意見をいただいたところである。

2) 今後の検討事項

- ・北東部・南東部地域のルート案における設定上の課題や検討状況、また、前回の地域公共交通会議における委員の意見を踏まえ、新庁舎・(仮称)新福祉会館来訪者へのアクセス手段として、シャトルバスの運行可否について検討する。

上記内容に対する、前回の令和2年度第3回会議における指摘事項は以下の通り。

分類	指摘事項
シャトルバスの位置づけ	シャトルバスについての市の方向性が見えないと CoCo バス再編ルートの検討が進めづらい。シャトルバスを <u>どういったスキームでやるのかを事務局で提示</u> していただく必要がある。(例えば CoCo バスの再編の一環とするか、独立した事業とするか)(会長)
路線バスとの競合	シャトルバスを <u>無料で運行する場合、運行ルートやバス停によっては、路線バスから利用者が流れる恐れ</u> があるため、慎重に検討する必要がある(早田委員)
財源	CoCo バスの再編を検討するにあたり、(これ以上の)財政支出を出さないことを前提にしていたが、シャトルバスの運行を行うことについて、 <u>財源の確保に問題はないのか</u> 。(早田委員)
車両等の確保	<u>運行事業者や車両などが確保できるかなど、物理的に実現可能かどうか</u> は、早めに確認するのがよいのではないかと(青木副会長)
市保有車両の活用	教育委員会の車両など、 <u>市で保有しているバス車両の活用は考えられないか</u> 。(坂本委員)

1.2 対応方針

今後の対応方針について、以下の通り整理した。

1) CoCo バスとの関係性整理

- 新庁舎・(仮称)新福社会館（以下、「新庁舎等」）の建設予定地は交通結節点である武蔵小金井駅と東小金井駅のおよそ中間地点に位置しており、現在、両駅から新庁舎等までの公共交通機関がタクシー以外にないことから、新庁舎等利用者の移動手段を確保するための新たな交通サービスとして位置付ける。

※ CoCo バスは公共交通不便地域の解消が目的である一方、シャトルバスは施設までの移動手段確保を目的とするものであるため、CoCo バスとは別の移動サービスとする。

- CoCo バスについては、この間、新庁舎等へのアクセスを考慮してルート案を検討してきたところであるが、新庁舎等へのアクセスはシャトルバスで担うことを前提とするため、CoCo バスの新庁舎等への結節は、必須条件としないこととする。

2) 検討のスケジュール

- (仮称)新福社会館の竣工予定である令和 5 年 7 月の運行開始に向けて、令和 3 年度中に具体的なサービス形態を決定していく予定である。

1.3 サービス形態の検討状況

- 新庁舎等シャトルバスのサービス形態に関する現在の検討状況は以下のとおりである。今後、予算化とあわせて検討を行う。
- 検討の進捗に応じて、随時、地域公共交通会議に対して検討状況の報告を予定。

1) 運行ルート案

検討しているルート案は以下のとおり。なお、下記停車場所以外での乗降はしないことを想定。

< 停車場所 >

- 新庁舎・(仮称)新福社会館
- 武蔵小金井駅
- 東小金井駅

< 運行経路の想定 >

武蔵小金井駅 → 新庁舎等 → 東小金井駅 → 新庁舎等 → 武蔵小金井駅

※各駅ロータリーへの乗入れに伴い、関係団体（バス・タクシー事業者等）との連絡調整が必要

2) 運行日・運行時間帯

新庁舎・(仮称)新福社会館の開庁・開館時間を踏まえて検討する。

3) 使用車両・車種

利用者数や財政負担等を踏まえて検討中。

4) 運賃

有償・無償の双方について検討中

※運賃の取扱いについては、道路運送法上（事業区分等）の整理が必要。

5) 利用対象者

新庁舎・(仮称)新福社会館の施設利用者を想定。

6) 運行開始日

(仮称)新福社会館の開設日（令和5年7月予定）から運行することを想定。